

令和5年12月11日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料

(令和5年12月6日付託分)

教育委員会

目 次

ページ

I	令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】	1
II	令和5年度12月補正予算の内容【教育委員会関係】	2
III	令和5年度一般会計12月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】	3
IV	令和5年度一般会計12月補正予算給与費明細書について【教育委員会関係】	4
V	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	6
VI	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	7
VII	学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要	8

I 令和5年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
学校施設長寿命化対策費	千円 22,055	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	16,000
	当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和6年度	22,055	一般財源	そ の 他	—	
					6,055		
県立学校空調設備整備費	630,791	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	473,000
	当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和6年度	630,791	一般財源	そ の 他	—	
					157,791		
高等学校施設整備工事費	645,390	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	645,000
	当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和6年度	645,390	一般財源	そ の 他	—	
					390		
高等学校施設整備工事設計調査費	10,978	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	10,000
	当該年度以降の支出予定額	令和5年度～令和6年度	10,978	一般財源	そ の 他	—	
					978		

Ⅱ 令和5年度12月補正予算の内容【教育委員会関係】

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科 目	令和5年度				令和4年度	対前年度比較	
	9月現計 予算額	11月補正 予算額(※)	12月補正 予算額	12月現計 予算額 A	12月現計 予算額 B	A - B	A / B
(款) 教育費	318,953,338	—	3,939,966	322,893,304	334,737,220	△ 11,843,916	96.5%
(項) 教育総務費	26,980,453	—	207,116	27,187,569	25,426,222	1,761,347	106.9%
(項) 小学校費	80,655,237	—	1,237,499	81,892,736	81,446,234	446,502	100.5%
(項) 中学校費	46,810,718	—	707,927	47,518,645	49,608,908	△ 2,090,263	95.8%
(項) 高等学校費	122,796,418	—	1,265,445	124,061,863	135,543,521	△ 11,481,658	91.5%
(項) 特別支援学校費	38,560,599	—	521,979	39,082,578	38,802,648	279,930	100.7%
(項) 社会教育費	2,605,702	—	—	2,605,702	3,378,177	△ 772,475	77.1%
(項) 保健体育費	544,211	—	—	544,211	531,510	12,701	102.4%
教育費計 (教育委員会関係)	318,953,338	—	3,939,966	322,893,304	334,737,220	△ 11,843,916	96.5%
合 計	318,953,338	—	3,939,966	322,893,304	334,737,220	△ 11,843,916	96.5%

(※) 11月補正予算は債務負担行為のためのため、歳出予算の計上はなし。

Ⅲ 令和5年度一般会計12月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】

1 給与費

11款 教育費 1項 教育総務費
101,845千円

11款 教育費 2項 小学校費
1,208,037千円

11款 教育費 3項 中学校費
693,687千円

11款 教育費 4項 高等学校費
1,119,022千円

11款 教育費 5項 特別支援学校費
452,490千円

2 会計年度任用職員報酬等

11款 教育費 1項 教育総務費
105,271千円

11款 教育費 2項 小学校費
29,462千円

11款 教育費 3項 中学校費
14,240千円

11款 教育費 4項 高等学校費
146,423千円

11款 教育費 5項 特別支援学校費
69,489千円

「令和5年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」
を受けた給与改定に対応するため、給与費等の増額を行う。

IV 令和5年度一般会計12月補正予算給与費明細書について【教育委員会関係】

1 総括

(1) 常勤職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	28,949	116,477,736	86,066,553	202,544,289	38,871,257	241,415,546	
補正前	28,949	115,075,762	84,203,249	199,279,011	38,561,454	237,840,465	
比 較	0	1,401,974	1,863,304	3,265,278	309,803	3,575,081	

職員手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	14,640,938	2,261,764	979,874	-	-	26,879,430	21,999,288
	補正前	14,360,235	2,261,764	970,820	-	-	26,110,188	21,276,648
	比 較	280,703	0	9,054	-	-	769,242	722,640

農 林 漁 業 普及指導手当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
-	6,751,190
-	6,669,525
-	81,665

(2) 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	期 末 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3,133	9,954,368	1,271,680	11,226,048	1,276,243	12,502,291	
補正前	3,133	9,688,458	1,205,990	10,894,448	1,242,958	12,137,406	
比 較	0	265,910	65,690	331,600	33,285	364,885	

備考 職員数は、1週間当たりの勤務時間を29時間に換算したものの。

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(教育職員)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考	
給 料	千円 1,401,974	給与改定に伴う増加分	千円 1,401,974		給与改定の実施時期 令和5年4月1日 給料の改定率 0.79%	
職 員 手 当	1,863,304	制度改正に伴う増加分	1,326,044	地域手当	280,703千円	地域手当 支給率 12.19% (改定前 12.09%)
				期末手当	524,781千円	期末手当 支給率(月分) 管理職手当1種～3種の職員以外の者
				勤勉手当	520,560千円	勤勉手当 支給率(月分) 管理職手当1種～3種の職員以外の者
		その他の増減分	537,260	期末・勤勉手当の増分 446,541千円 その他の増分 90,719千円		

【議案（条例その他 その6） 定県第125号議案】

V 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

令和5年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

所要の規定の整備を行う。（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第77号）附則第2項～第6項関係）

3 施行期日等

公布の日施行。ただし、令和5年4月1日から適用する。

VI 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

子育て部分休暇の新設等をするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- (1) 職員の申告を考慮して週休日に加えて当該職員の週休日を設けることを可能とするほか、所要の規定の整備を行う。（第2条第3項から第8項、第4条第1項、第14条の3、第15条及び第16条並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年神奈川県条例第75号）附則第2項及び第3項関係）
- (2) 休憩時間について、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合、一斉に与えないことができる等、特例を定める。（第3条第2項関係）
- (3) 小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる、子育て部分休暇を新設する。（第5条第1項第17号及び第13条の4関係）
- (4) 職員の婚姻に係る慶弔休暇について、人事委員会規則で定める期間内に休暇を取得することとするほか、所要の規定の整備を行う。（第12条関係）
- (5) 育児参加休暇について、子又は子の配偶者が出産する場合に、孫の世話をするため、休暇の取得を可能とするほか、所要の規定の整備を行う。（第12条の5第1項及び第12条の6第1項関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

改正前の条例により与えられた慶弔休暇及び育児参加休暇については、改正後の条例による慶弔休暇及び育児参加休暇とみなす。

Ⅶ 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

令和5年10月12日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 令和5年度の改定 (公布日施行)

ア 給料月額 (令和5年4月1日適用)

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(別表第1～別表第5関係)

イ 地域手当の支給割合 (令和5年4月1日適用)

地域手当の支給割合を次のとおりとする。(第9条の2第2項関係)

改 正	現 行
12.19/100	12.09/100

ウ 期末手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)

令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第19条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	一般の職員	125/100	120/100
	特定幹部職員	105/100	100/100
定年前再任用 短時間勤務職 員	一般の職員	70/100	67.5/100
	特定幹部職員	60/100	57.5/100

エ 勤勉手当の支給割合 (令和5年12月1日適用)

令和5年12月の支給割合を次のとおりとする。(第20条第2項関係)

職員の区分		改 正	現 行
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	一般の職員	105/100	100/100
	特定幹部職員	125/100	120/100
定年前再任用 短時間勤務職 員	一般の職員	50/100	47.5/100
	特定幹部職員	60/100	57.5/100

オ その他所要の規定の整備を行う。（第5条第9項関係）

(2) 令和6年度の改定 (令和6年4月1日施行)

ア 地域手当の支給割合

地域手当の支給割合を次のとおりとする。（第9条の2第2項関係）

改正	令和5年度の改正
12.21/100	12.19/100

イ 在宅勤務等手当の新設

住居等における勤務が、一定期間以上の期間について1箇月当たりの平均日数が10日を超えた場合、月額3,000円を支給することとする在宅勤務等手当を新設する。（第2条、第9条の7及び第17条の2関係）

ウ 経管栄養等特定行為業務手当

特別支援学校等に勤務する職員が、医師の指示の下に行う業務について、手当を新設する。（第10条第2項第5号、第13条の8関係）

エ 練習船等航海業務手当

支給区分を統合し、手当の上限を日額5,250円とする。（第13条の9関係）

オ 漁業実習等特殊業務手当

海洋科学高等学校に勤務する職員が、人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した場合、日額250円を支給することとする。

人事委員会の定める船舶に乗り組み、泊地外の海上で行う実習について、漁業実習以外の実習に従事した場合も支給することとする。（第14条関係）

カ 併給禁止等

次の考え方により、所要の規定の整備を行う。（第14条の2関係）

(ア) 月額の特殊勤務手当の支給を受ける場合

原則として、他の特殊勤務手当を支給しない。

(イ) 2以上の日額の特殊勤務手当の支給要件に該当する場合

原則として、最も支給額が高いものを支給する。

キ 期末手当の支給割合

令和6年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。
(第19条第2項及び第3項関係)

職員の区分		改正	令和5年度の改正
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	一般の職員	122.5/100	125/100
	特定幹部職員	102.5/100	105/100
定年前再任用 短時間勤務職 員	一般の職員	68.75/100	70/100
	特定幹部職員	58.75/100	60/100

ク 勤勉手当の支給割合

令和6年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。
(第20条第2項関係)

職員の区分		改正	令和5年度の改正
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	一般の職員	102.5/100	105/100
	特定幹部職員	122.5/100	125/100
定年前再任用 短時間勤務職 員	一般の職員	48.75/100	50/100
	特定幹部職員	58.75/100	60/100

ケ パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

地方自治法の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対して
勤勉手当を支給することとする。(第22条の2第1項、第6項、第8
項及び第9項関係)

3 施行期日等

施行期日等は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
2(1)	公布の日施行。ただし、アイについては令和5年4月1日から、ウエについては令和5年12月1日からそれぞれ適用する。
2(2)	令和6年4月1日施行